

明細書等に記載された技術的事項の認定について

弁護士法人関西法律特許事務所 知的財産法研究会 弁護士 **村林 隆**一 弁護士 **井上 裕史**

「水晶発振器事件」(知財高判平成26年10月9日・平成25年(行ケ)10346号 (裁判所ホームページ知的財産裁判例集)

本論稿では、明細書等に記載された技術的事項の認定につき争われた近時の事例を紹介する。 なお、明細書の記載、審決及び判決引用部分の下線は、いずれも筆者が付したものである。

第1 事案の概要と裁判所の判断

1 事案の概要

被告は、発明の名称を「水晶発振器と水晶発振器の製造方法」とする特許権者である。原告は、平成24年12月26日、本件特許の請求項1ないし3に係る発明について、特許無効審判を請求した(無効2012-800211号)。

これに対し、被告は、平成25年3月25日、後述の訂正請求をした(以下「本件訂正」という。)。特許庁は、同年11月18日、「請求のとおり訂正を認める。本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、同月28日、その謄本を原告に送達した。

原告は、上記審決の取消しを求めて本件審決取消訴訟を提起した。

2 本特許権

(1) 訂正前の特許請求の範囲

訂正前の特許請求の範囲は下記のとおりであった。

「水晶振動子と増幅器とコンデンサーと抵抗素子とを具えて構成される水晶発振回路を具えた水晶発振器の製造方法で、前記水晶振動子は、少なくとも第1音叉腕と第2音叉腕と音叉基部とを具えて構成される音叉形屈曲水晶振動子で、第1音叉腕と第2音叉腕は上面と下面と側面とを有し、第1音叉腕の上下面の少なくとも一面に溝を形成する工程と、第2音叉腕の上下面の少なくとも一面に溝を形成する工程と、第2音叉腕の上下面の少なくとも一面に溝を形成する工程と、溝と第1音叉腕と第2音叉腕の側面に電極が配置され、溝の側面に配置された電極とその電極に対抗する音叉腕の側面の電極とが